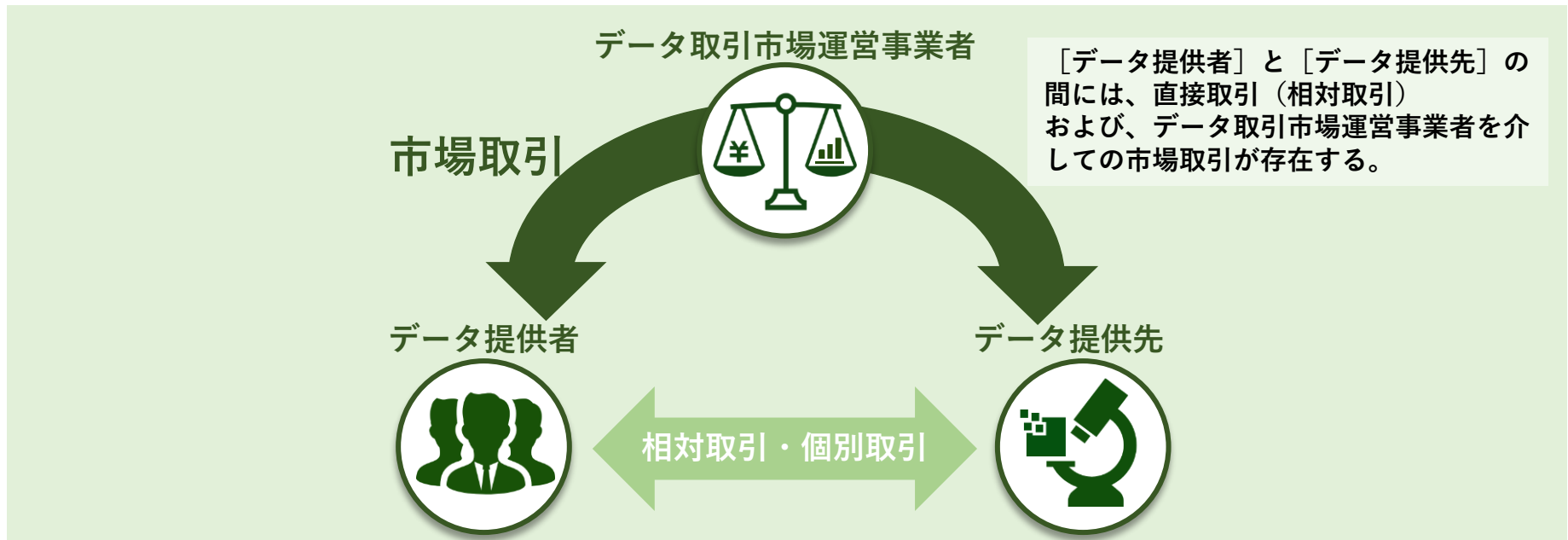


データ取引市場運営事業者認定基準の説明

運用基準検討委員会

I. データ取引市場の全体像

データ取引市場を構成する3つの機能



データ取引市場運営事業者

データ提供者とデータ提供先を仲介し、データと対価の交換・決済の機能を提供する者。データ取引市場運営事業者は**自らデータを収集・保持・加工・販売をしない**。

データ提供者 データ生成者 データ流通支援事業者

自らの事業や観測活動などによりデータを生成、取得する、またはそれらのデータを整理・加工したり保管・配備したりする者で、**データ生成者**という。

他のデータ提供者からのデータに対し、整理・加工・保管・配備するものを**データ流通支援事業者(データブローカー)**といい、以下の者が含まれる。
データ共有事業者・PDS・情報銀行*1・データ処理事業者

データ提供先

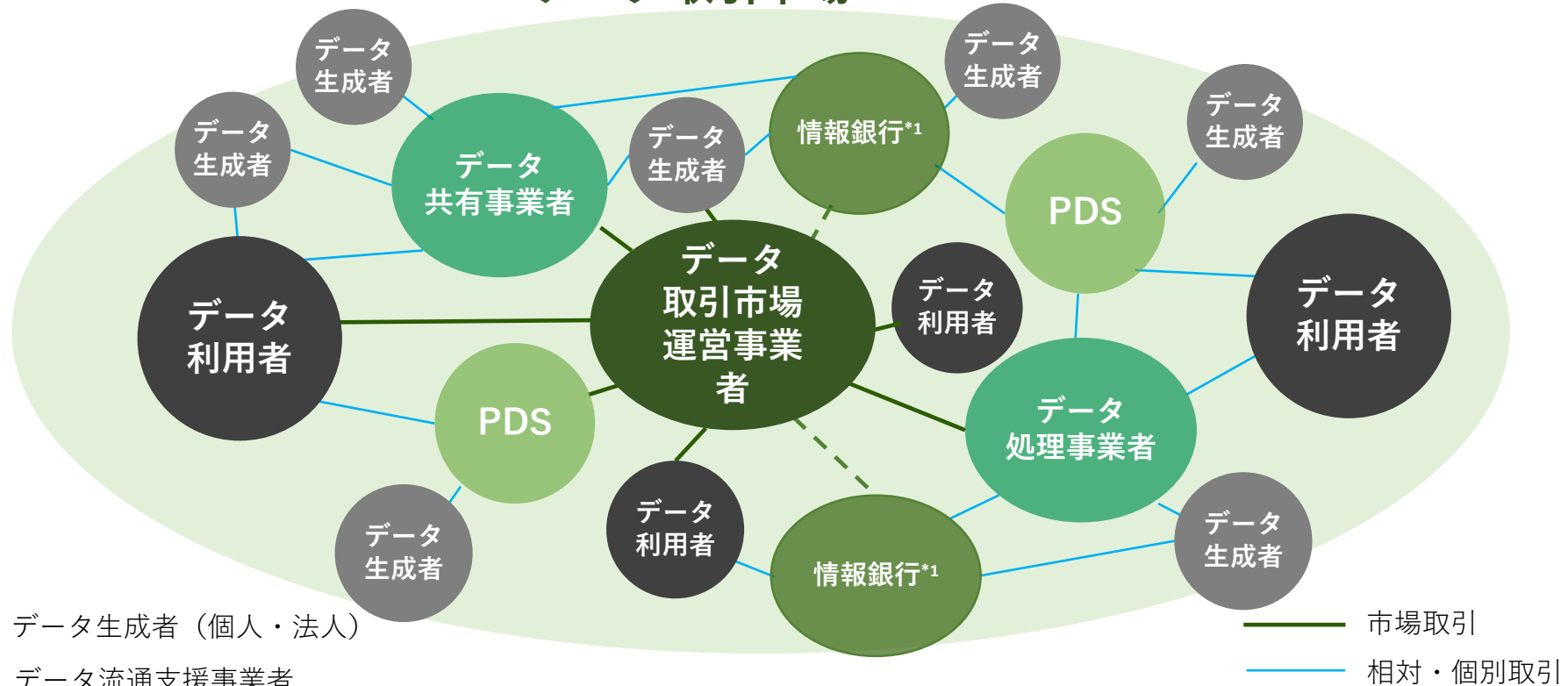
データ提供者からデータの提供を受け、**サービス・製品などに活用**する他、自らの事業に利用する者。

*1 「情報銀行」については、一般社団法人日本IT団体連盟が今秋を目処に「情報銀行認定」事業を開始することとされている。

<https://itrenmei.jp/registration/>参照

データ取引市場における データ取引市場運営事業者の位置づけ

データ取引市場



データ取引市場運営事業者の市場中立性

データ価値に対する中立性確保

不正取引に対する監視義務

情報提供者の保護義務

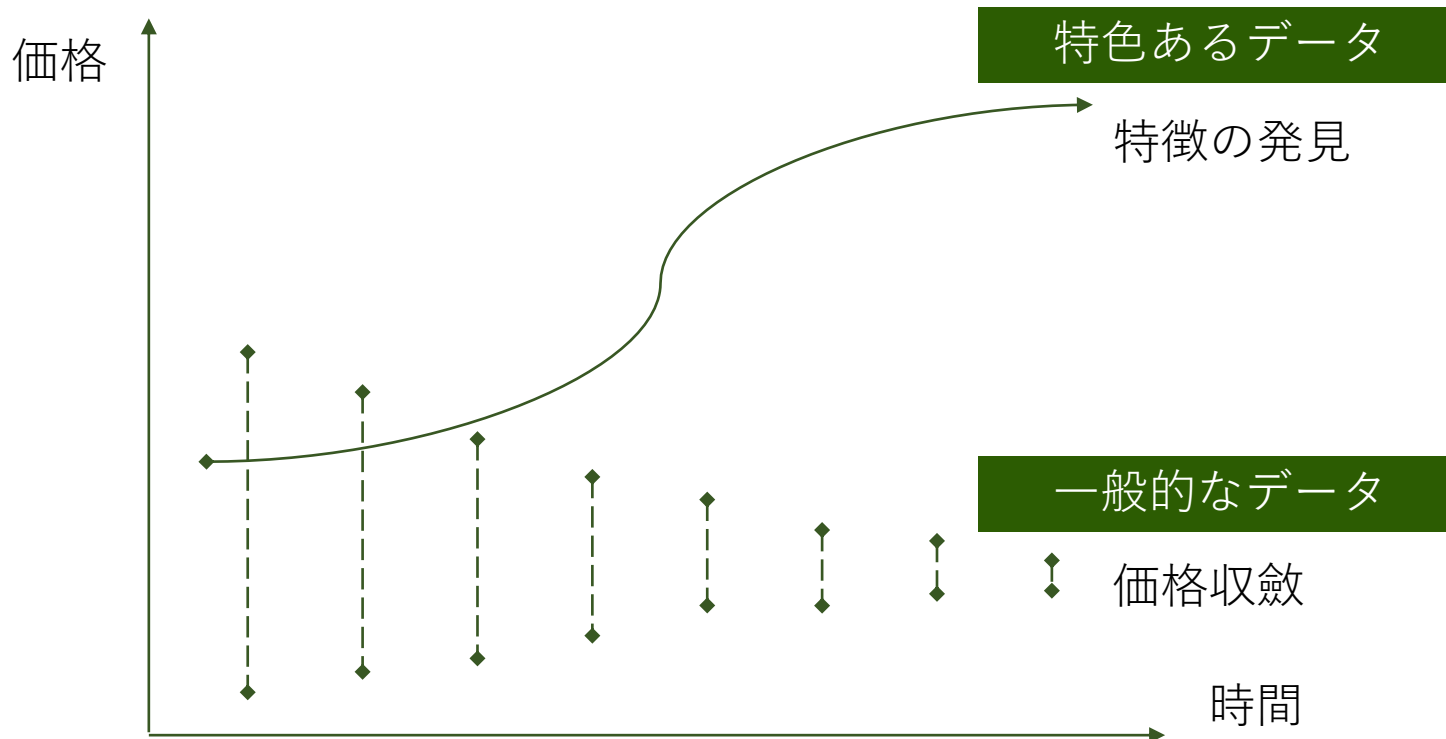
データ取引市場運営事業者は、自らが運営している市場で自己に有利な取引を行うことがないように中立性が求められ、外観的な中立性が確保されるために、**自らは取引に参加しないことが求められます**。さらに、特定の取引市場参加者に有利にならないように取引市場参加者に対しても中立性が求められます。

*1 「情報銀行」については、一般社団法人日本IT団体連盟が今秋を目処に「情報銀行認定」事業を開始することとされている。

<https://itrenmei.jp/registration/> 参照

市場取引の意義

データ取引市場では、「40代男性の直近1か月の位置情報」のような基礎データとしては重要だが一般的なデータは、商品代替性が高いため、価格が収斂していくと考えられます。一方、特色のあるデータは、データ取引市場で他のデータと比較されることで、その特徴が明らかとなります。このように、データ取引市場は、一般的なデータは一物一価に近い価格形成機能を発揮し、特色のあるデータはその特徴が他のデータとの比較により発見される特徴発見機能を発揮することができると考えられます。



Ⅱ. データ取引市場運営事業者 認定基準の解説

認定基準の開発

認定基準の根拠となったのは、総務省の情報通信審議会 情報通信政策部会 IoT政策委員会 基本戦略ワーキンググループ「データ取引市場等サブワーキンググループ取りまとめ」です。この取りまとめをベースとして、DTA運用基準検討委員会において議論を重ねて、認定基準が作成されました。

情報通信審議会 情報通信政策部会 IoT政策委員会 基本戦略ワーキンググループ「データ取引市場等サブワーキンググループ取りまとめ」

運用基準検討委員会



認定基準

- 体制の整備
 - 経営的安定性の担保、セキュリティ体制、ガバナンス体制の確保
 - 売買を行わない、自らデータを保持しない、価格決定をしない（公正・中立の立場から取引を仲介）
- データ提供者との間の約款の策定、公表
 - データの取引方法、安全対策等について定型化された約款の作成
 - 取引情報の記録（トレーサビリティの確保）
 - 市場運営者が取引される情報の閲覧、市場運営により得た情報の他の目的での利用・第三者への漏洩の禁止（不正行為の防止）
 - 取引参加者が、取引内容を何時でも追加、変更、削除できる趣旨の明示（コントロールビリティの明示）
 - 取引参加者が、自らの情報の利用履歴を何時でも閲覧できる趣旨の明示
 - 第三者利用に供された先で情報漏洩があった場合の対応の明示（損害賠償責任の範囲・請求先）
- データ提供先の事業者との間の約款の策定、公表
 - データの利用目的、データの取引方法、安全対策等について定型化された約款の作成
 - 第三者利用に供された先で情報漏洩があった場合の対応の明示（損害賠償責任の範囲・請求先）
 - 不正行為の禁止
- データ取引に関するルールの策定
 - 取引参加者への資格設定

認定基準の構成

データ取引市場運営事業者認定基準は、その根幹となる目的、基本理念、基本原則を明らかにしたうえで、認定の対象者と認定のための要件の概要及び具体的な要件並びに認定行為の概要を規定しています。

認定基準の目指すところ	抛るべき原則	対象と要件の概要	具体的な要件	認定行為の概要
• (目的) • (基本理念)	• (基本原則)	• (適用対象) • (データ取引市場運営事業者に求められる要件)	• (体制の整備) • (データ提供者との間の約款の策定、公表) • (データ提供先との間の約款の策定、公表) • (データ取引に関するルールの策定)	• (データ取引市場運営事業者の認定) • (認定業務を行う者) • (認定の取り消し)

認定基準の目指すところ

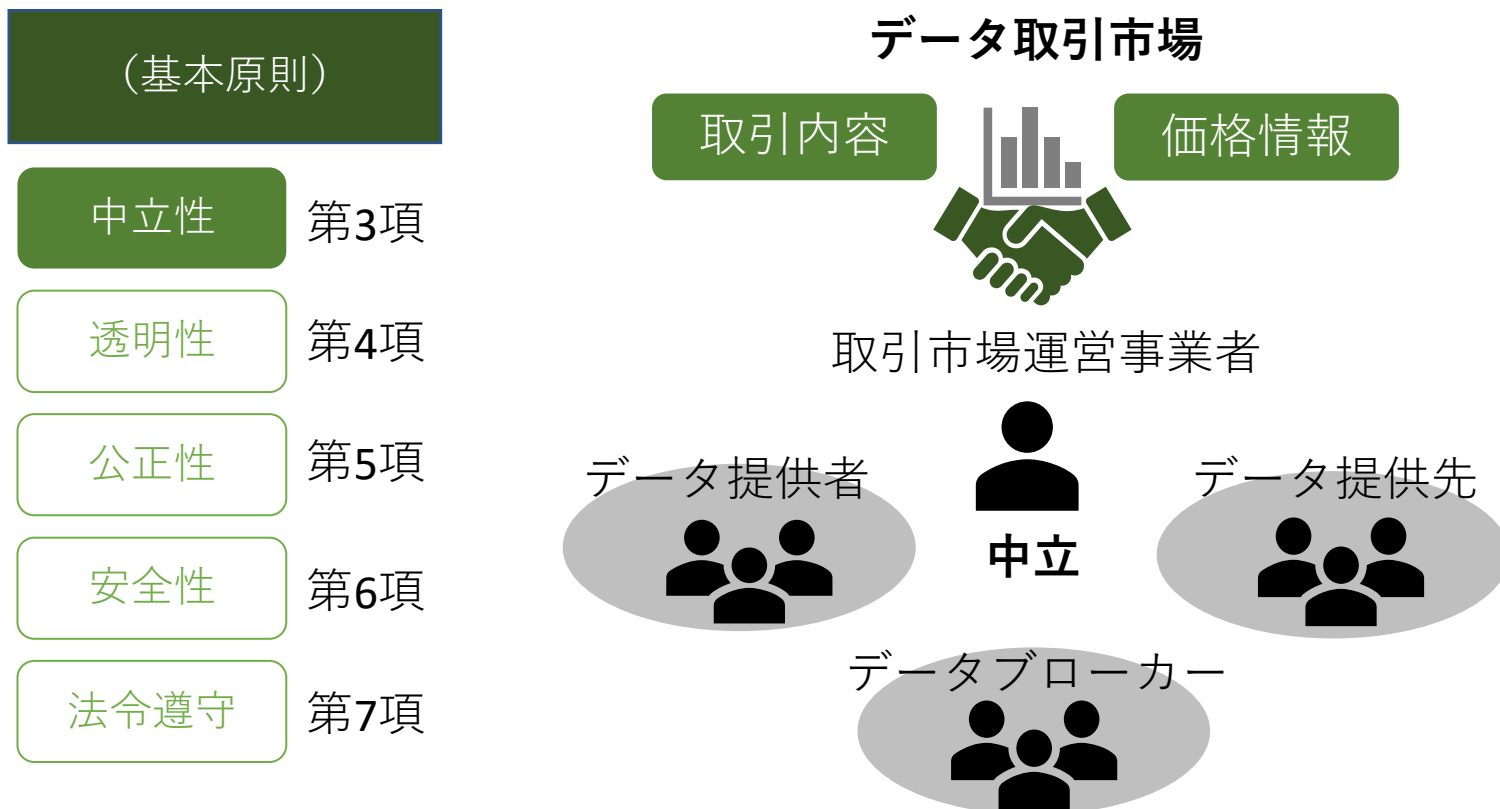
認定基準による認定の目的は、認定の要件を満たしたデータ取引市場認定事業者が適正な市場運営を行うことで、安全で効率的で利便性の高いデータ取引市場を実現することです。

また、データの価値を市場の機能を使って「見える化」し、透明で公正な市場運営が行われることでデータ取引市場に対する社会的な信頼を高めることを基本理念としています。



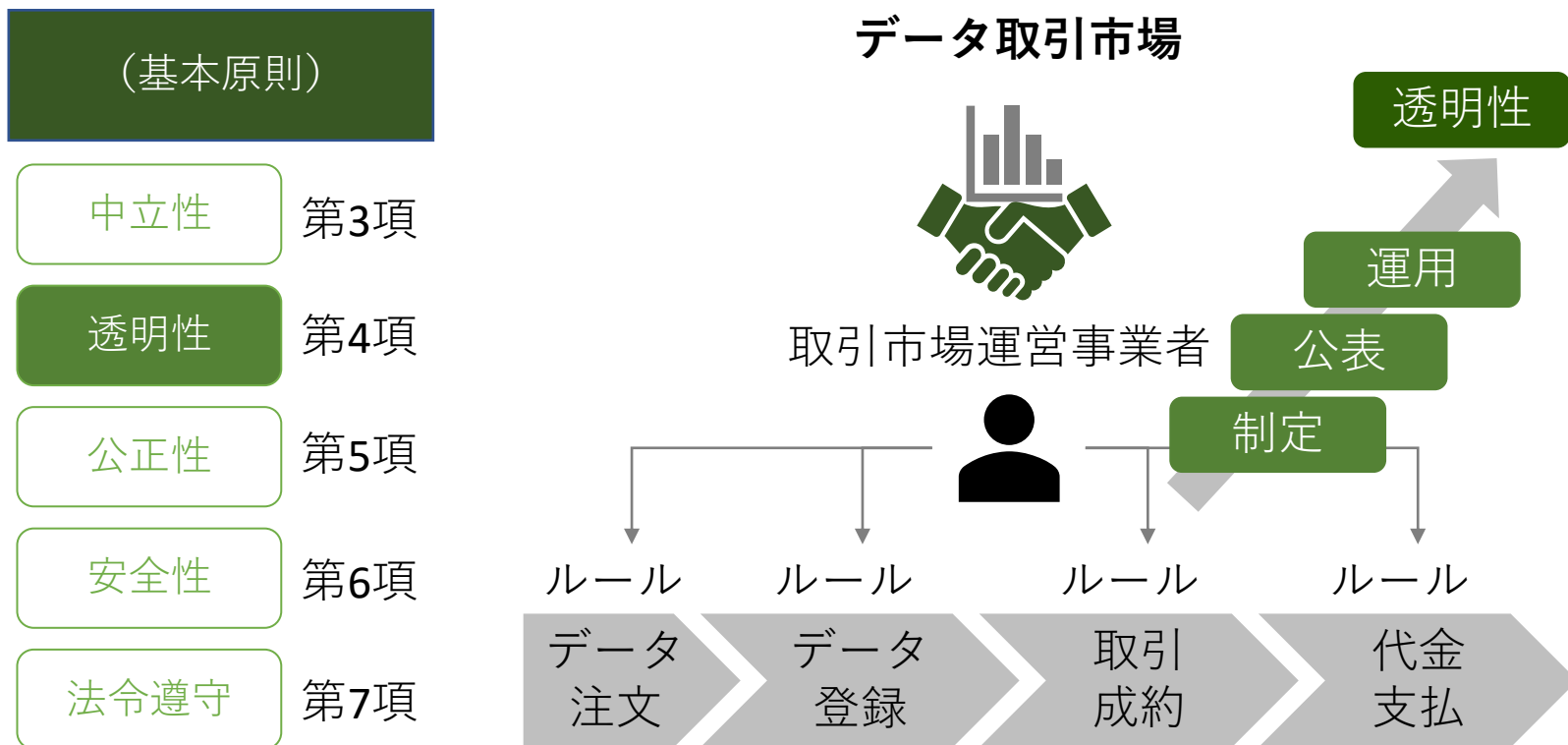
拠るべき原則：中立性

データ取引市場運営事業者は、自らが運営している市場で自己に有利な取引を行うことがないよう、中立性が求められます。外観的な中立性が確保されるために、自らは取引に参加しないことが求められます。さらに、特定の取引市場参加者に有利にならないように取引市場参加者に対しても中立性が求められます。



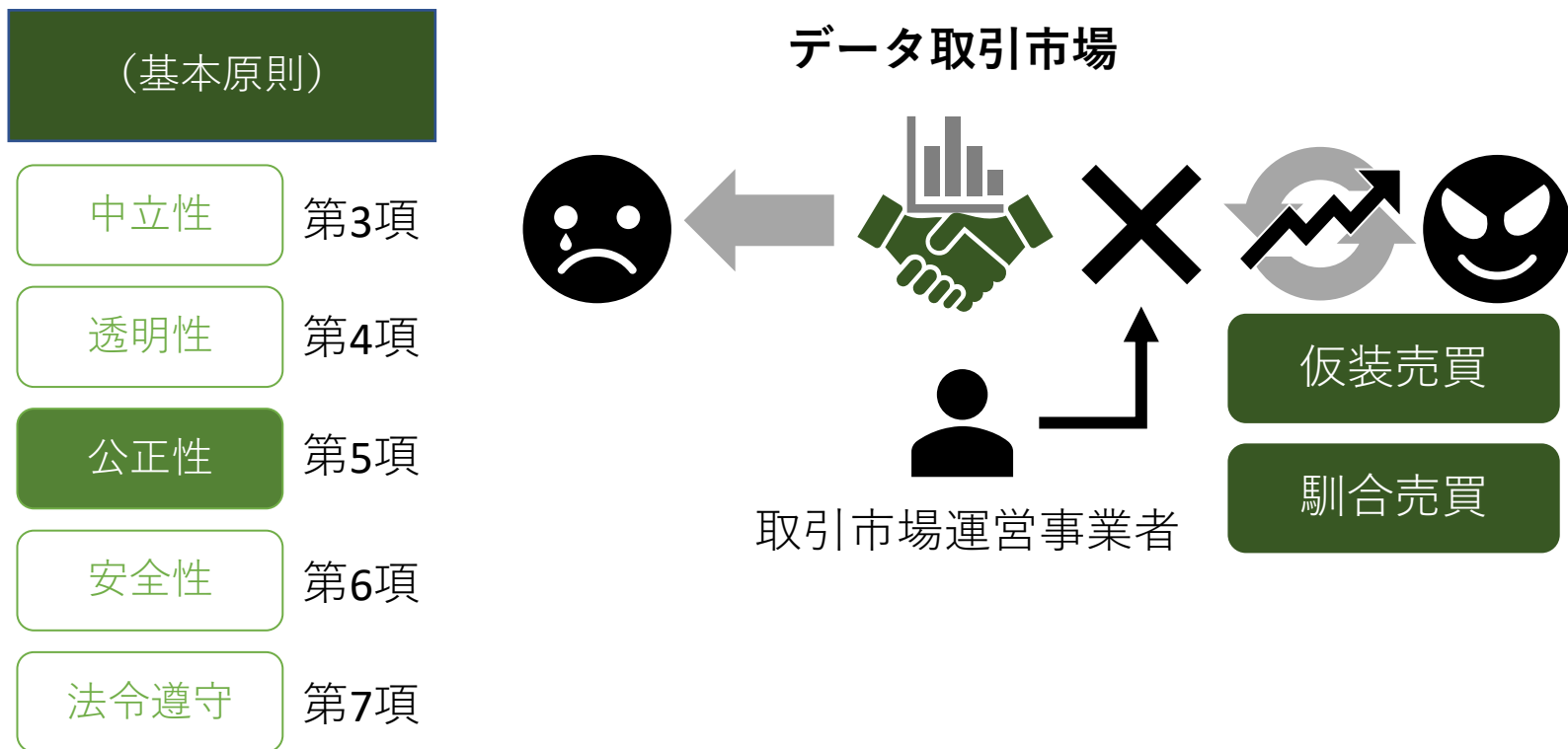
拠るべき原則：透明性

データ取引市場運営事業者は、データ取引における各プロセスにおいて取引ルールを定めて広く一般に公表し、適切に運用していくことが求められます。



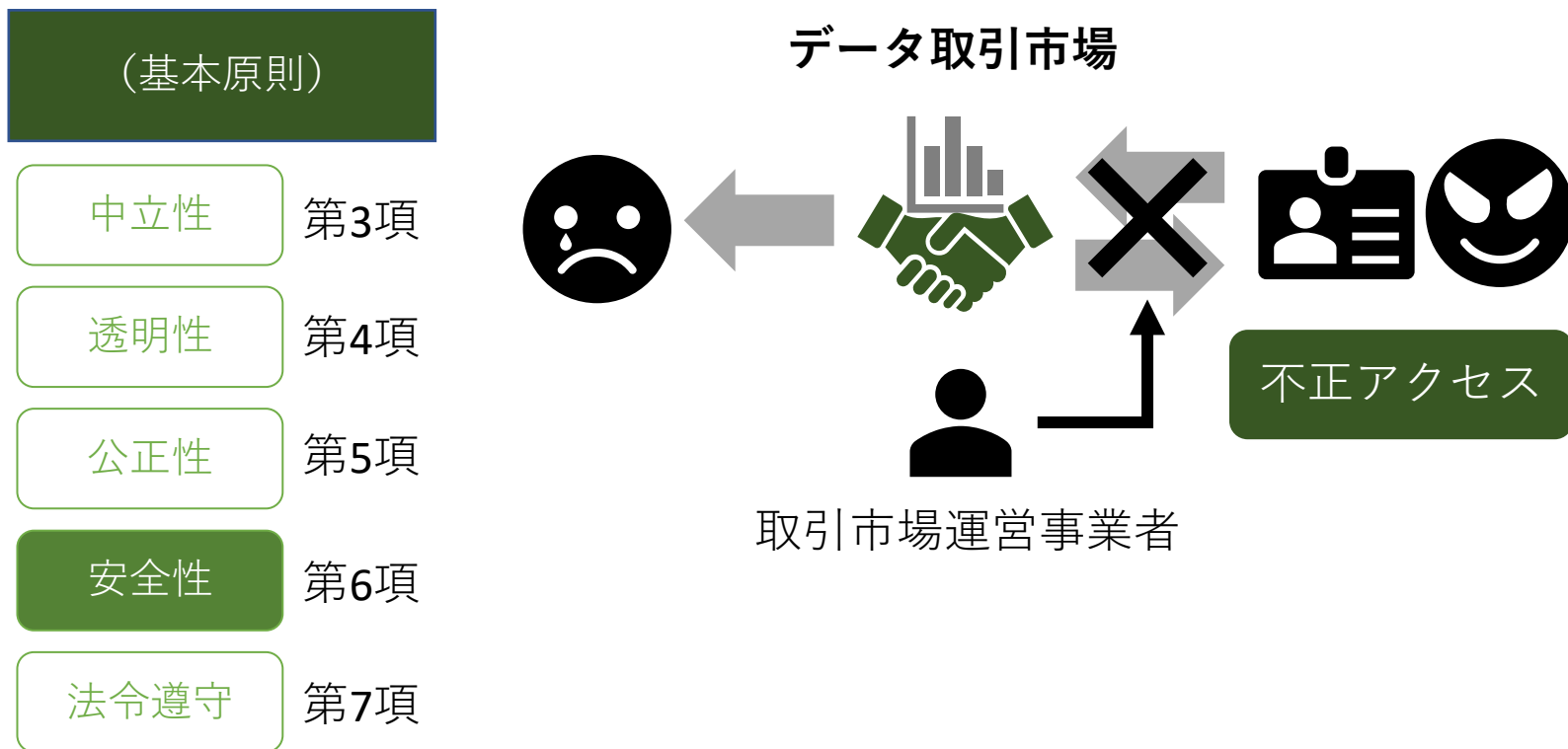
拠るべき原則：公正性

データ取引市場運営事業者は、データ取引市場においてデータの偽装売買や馴合売買のような取引価格の操作が行われて一部の取引市場参加者が不利益を被ることがないような仕組みを構築することが求められます。



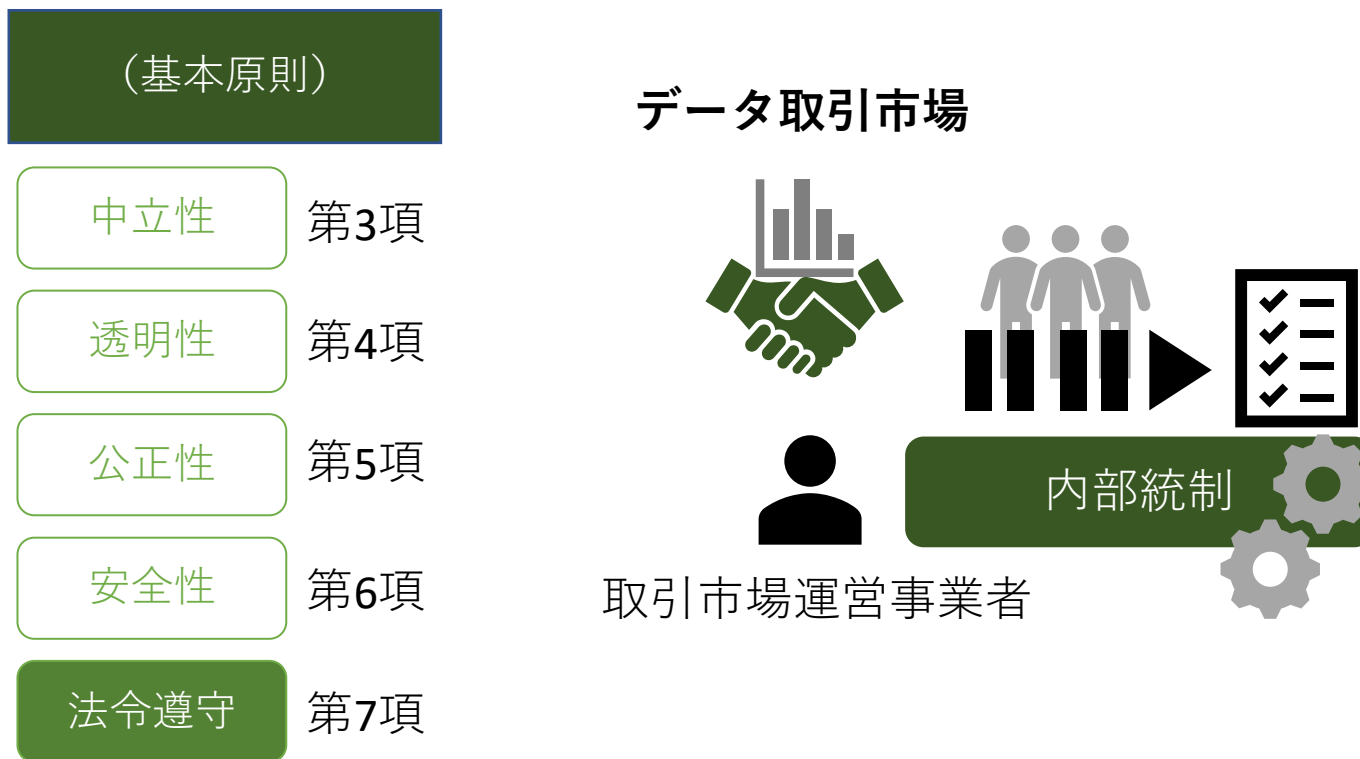
拠るべき原則：安全性

データ取引市場運営事業者は、データ取引市場運営システムについて安全対策を講じて、それを着実に実行することにより、不正アクセスなどによる情報漏洩が起こらないようにしなければなりません。



拠るべき原則：法令遵守

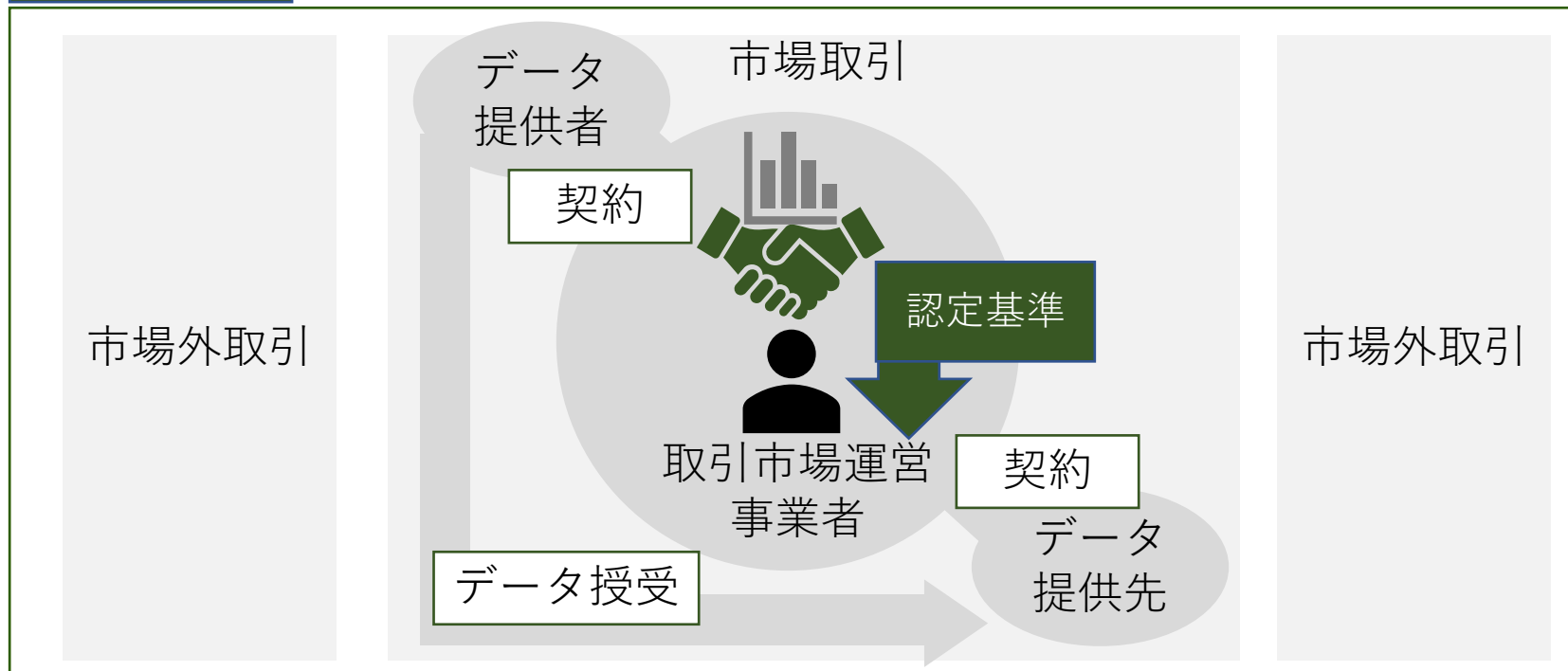
データ取引市場運営事業者は、適正な事業運営を行うための内部統制を構築し、運用することが求められます。データ取引市場運営事業者が、法令を遵守してデータ取引市場を運営することにより、社会的なインフラとしてのデータ取引市場の重要性が高まっていくことが期待されます。



対象と要件の概要

データ取引市場には、その属性に応じて「データ提供者」又は「データ提供先」及びデータ取引市場運営事業者が存在します。「データ取引市場運営事業者認定基準」は、データ取引市場運営事業者を対象とした認定基準です。

(適用対象) 第8項



対象と要件の概要

本認定基準が定める「データ取引市場運営事業者に求められる要件」として、①体制の整備、②データ提供者との標準約款の作成及び公表、③データ提供先との標準約款の作成及び公表、④データ取引に関するルールの策定を求めています。この第9項は、第10項以降の具体的要件を概要として取りまとめたものです。

(データ取引市場運営事業者に求められる要件)

第9項

情報通信審議会 情報通信政策部会
IoT政策委員会 基本戦略ワーキンググループ
データ取引市場等サブワーキンググループ
取りまとめ

(体制の整備)

第10項、第11項、第12項、第13項

(データ提供者との間の
約款の策定、公表)

第14項、第15項、第16項、第17項、第18項、
第19項、第20項、第21項、第22項、第23項

(データ提供先との間の
約款の策定、公表)

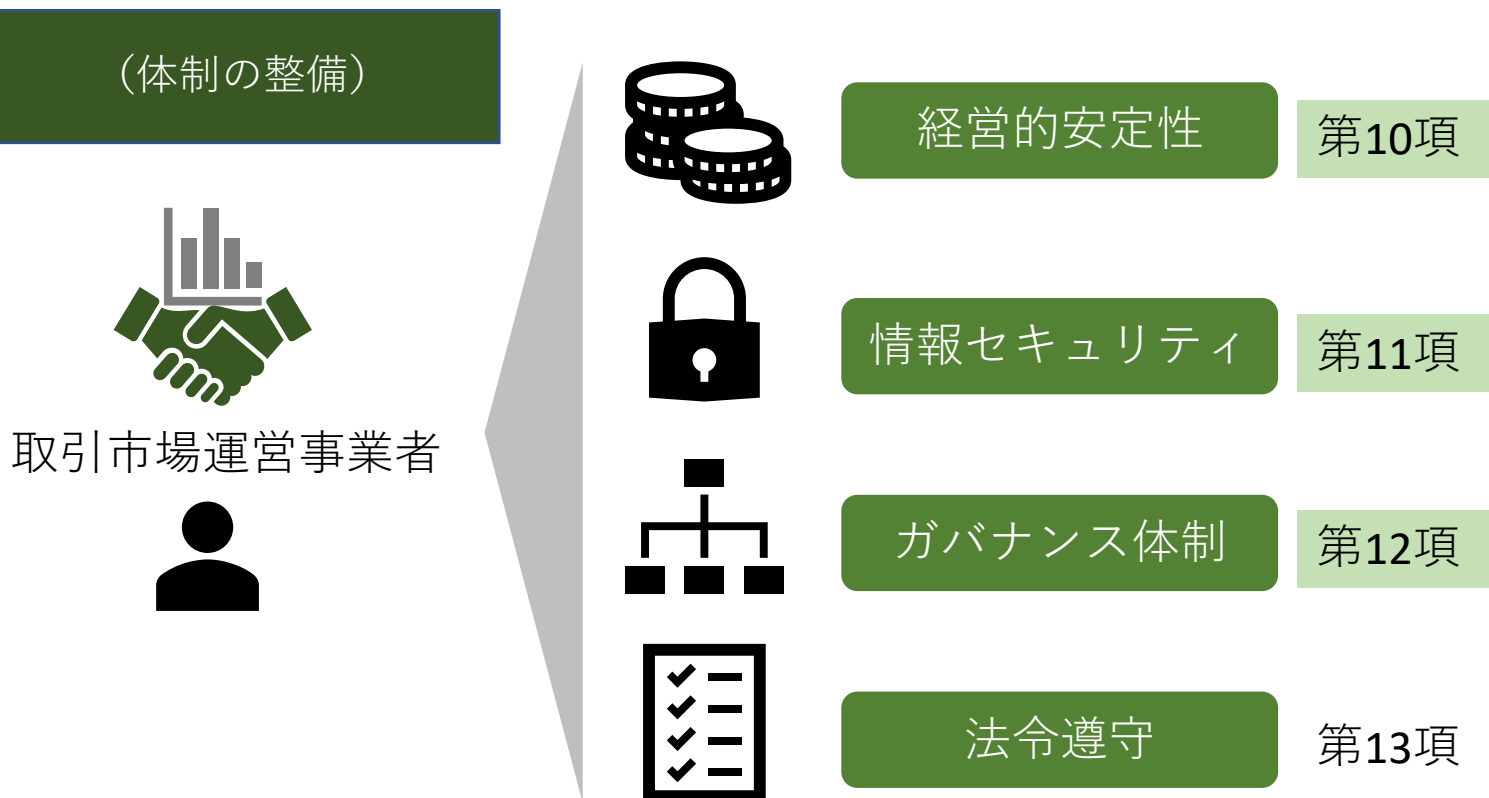
第24項、第25項、第26項、第27項、第28項、
第29項、第30項、第31項、第32項、第33項

(データ取引に関する
ルールの策定)

第34項、第35項、第36項

具体的要件：体制の整備

データ取引市場運営事業者は、データ提供者及びデータ提供先がデータ取引市場運営事業者の体制の不備を起因とした不利益を被らないように自らの組織の体制を整備し、データ提供者及びデータ提供先並びにデータ取引自体の安全性を確保することが求められます。本認定基準では、体制の整備の要件として、経営的安定性、情報セキュリティ、ガバナンス体制及び法令遵守について規定しています。



具体的要件：データ提供者との間の約款の策定、公表 (1/7)

データ取引市場運営事業者は、データ提供者との間で、定型化された標準約款を使って契約を締結することが求められます。契約を標準約款により定型化することで、データ提供者間での契約の公正性が保たれます。

(データ提供者との間の約款の策定、公表)

標準約款の作成 第14項

トレーサビリティ 第15項

不正行為防止 第16項

コントロールビリティ 第17項

利用履歴閲覧 第18項

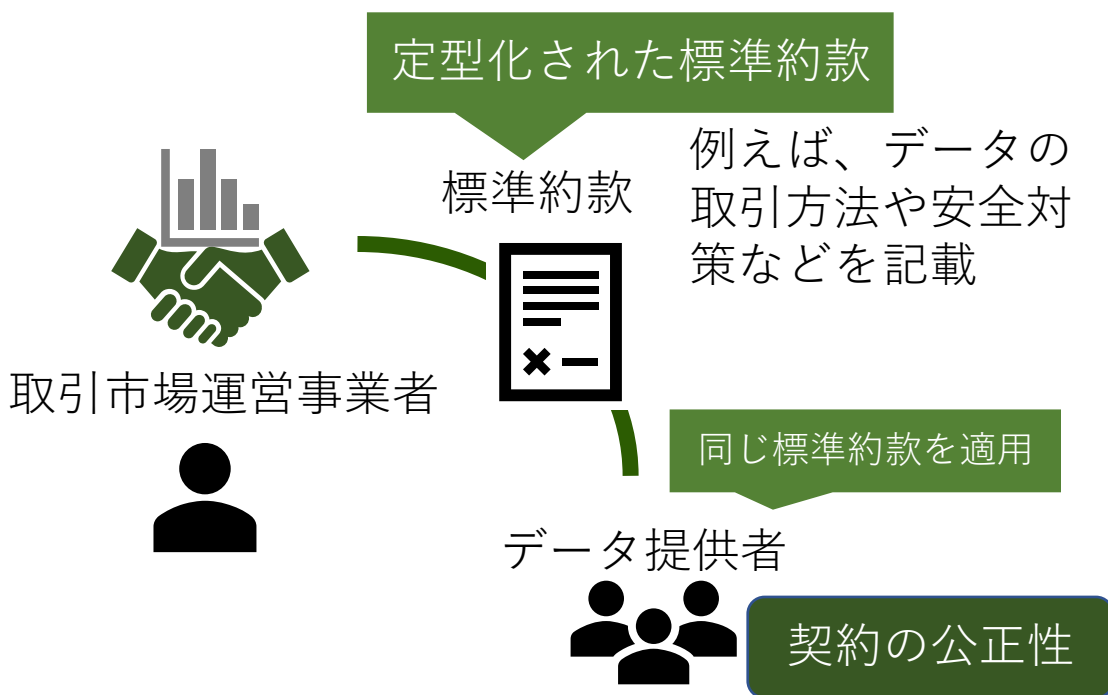
情報漏洩 第19項

契約違反 第20項

損害賠償責任 第21項

運営事業の終了 第22項

契約解除 第23項



具体的要件：データ提供者との間の約款の策定、公表 (2/7)

データ取引市場運営事業者は、データ提供者との間で、定型化された標準約款を使って契約を締結することが求められます。契約を標準約款により定型化することで、データ提供者間での契約の公正性が保たれます。

(データ提供者との間の約款の策定、公表)

標準約款の作成 第14項

トレーサビリティ 第15項

不正行為防止 第16項

コントラビリティ 第17項

利用履歴閲覧 第18項

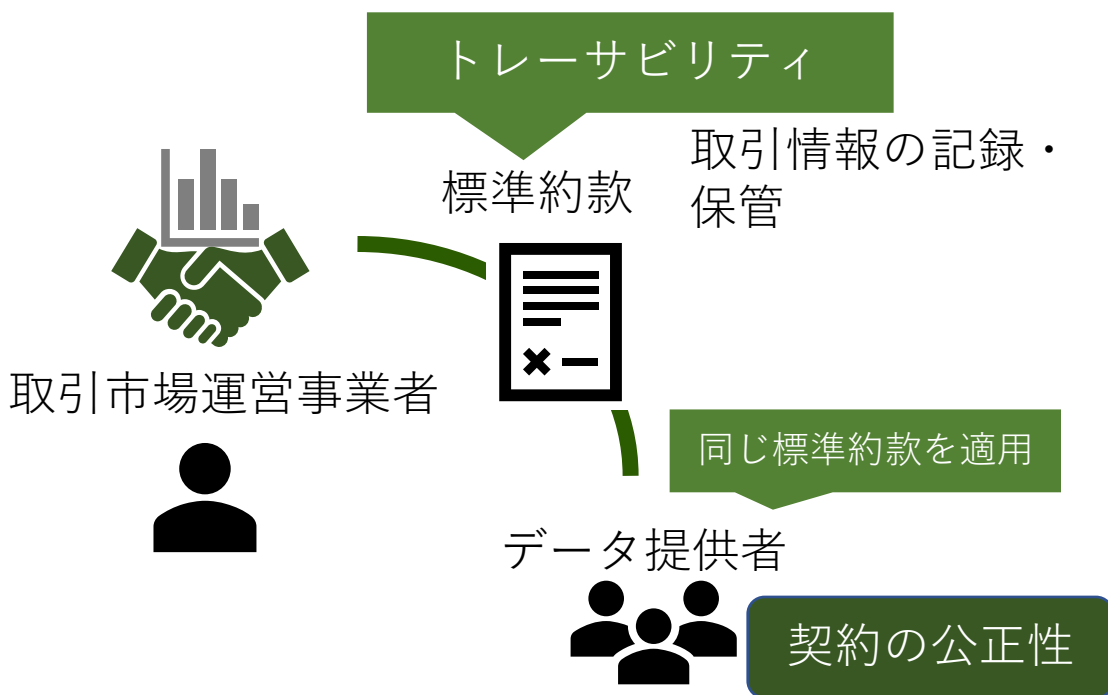
情報漏洩 第19項

契約違反 第20項

損害賠償責任 第21項

運営事業の終了 第22項

契約解除 第23項



具体的要件：データ提供者との間の約款の策定、公表 (3/7)

データ取引市場運営事業者は、データ提供者との間で、定型化された標準約款を使って契約を締結することが求められます。契約を標準約款により定型化することで、データ提供者間での契約の公正性が保たれます。

(データ提供者との間の約款の策定、公表)

標準約款の作成 第14項

トレーサビリティ 第15項

不正行為防止 第16項

コントラビリティ 第17項

利用履歴閲覧 第18項

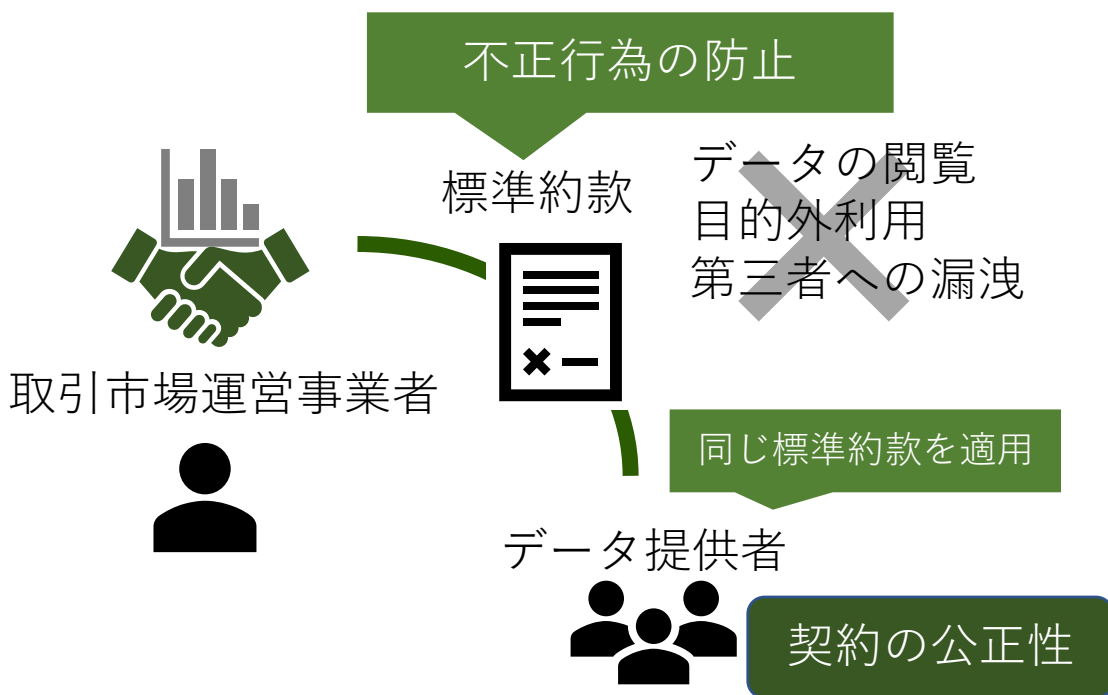
情報漏洩 第19項

契約違反 第20項

損害賠償責任 第21項

運営事業の終了 第22項

契約解除 第23項



具体的要件：データ提供者との間の約款 の策定、公表 (4/7)

データ取引市場運営事業者は、データ提供者との間で、定型化された標準約款を使って契約を締結することが求められます。契約を標準約款により定型化することで、データ提供者間での契約の公正性が保たれます。

(データ提供者との間の約款の策定、公表)

標準約款の作成 第14項

トレーサビリティ 第15項

不正行為防止 第16項

コントローラビリティ 第17項

利用履歴閲覧 第18項

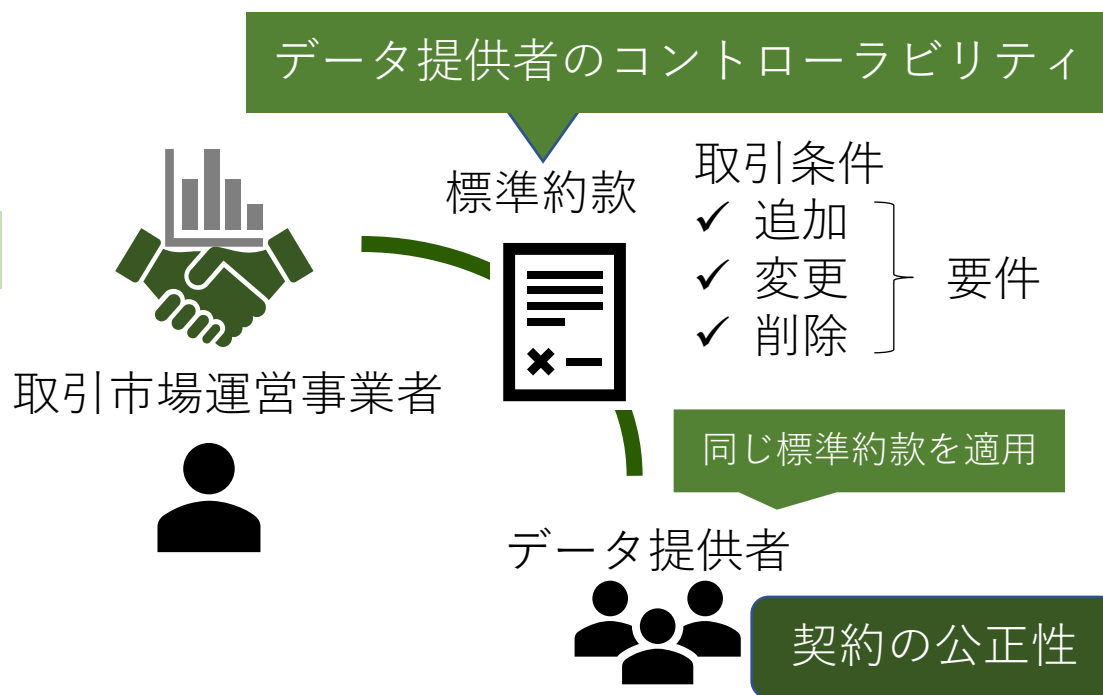
情報漏洩 第19項

契約違反 第20項

損害賠償責任 第21項

運営事業の終了 第22項

契約解除 第23項



具体的要件：データ提供者との間の約款の策定、公表 (5/7)

データ取引市場運営事業者は、データ提供者との間で、定型化された標準約款を使って契約を締結することが求められます。契約を標準約款により定型化することで、データ提供者間での契約の公正性が保たれます。

(データ提供者との間の約款の策定、公表)

標準約款の作成 第14項

トレーサビリティ 第15項

不正行為防止 第16項

コントロールビリティ 第17項

利用履歴閲覧 第18項

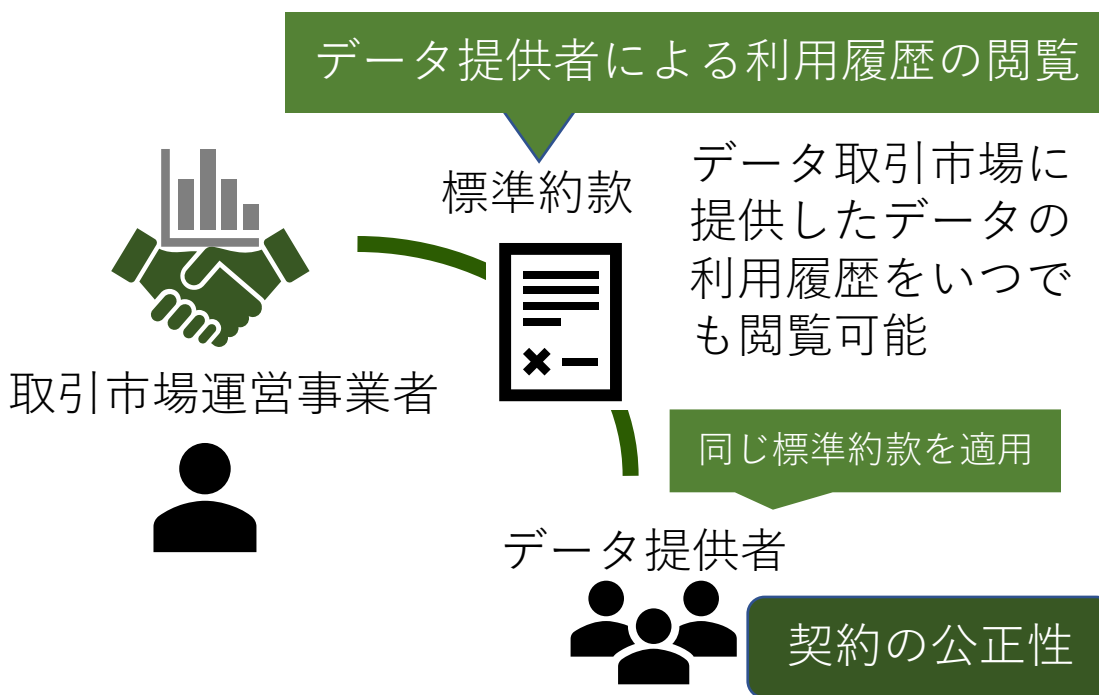
情報漏洩 第19項

契約違反 第20項

損害賠償責任 第21項

運営事業の終了 第22項

契約解除 第23項



具体的要件：データ提供者との間の約款 の策定、公表 (6/7)

データ取引市場運営事業者は、データ提供者との間で、定型化された標準約款を使って契約を締結することが求められます。契約を標準約款により定型化することで、データ提供者間での契約の公正性が保たれます。

(データ提供者との間の約款の策定、公表)

標準約款の作成 第14項

トレーサビリティ 第15項

不正行為防止 第16項

コントロールビリティ 第17項

利用履歴閲覧 第18項

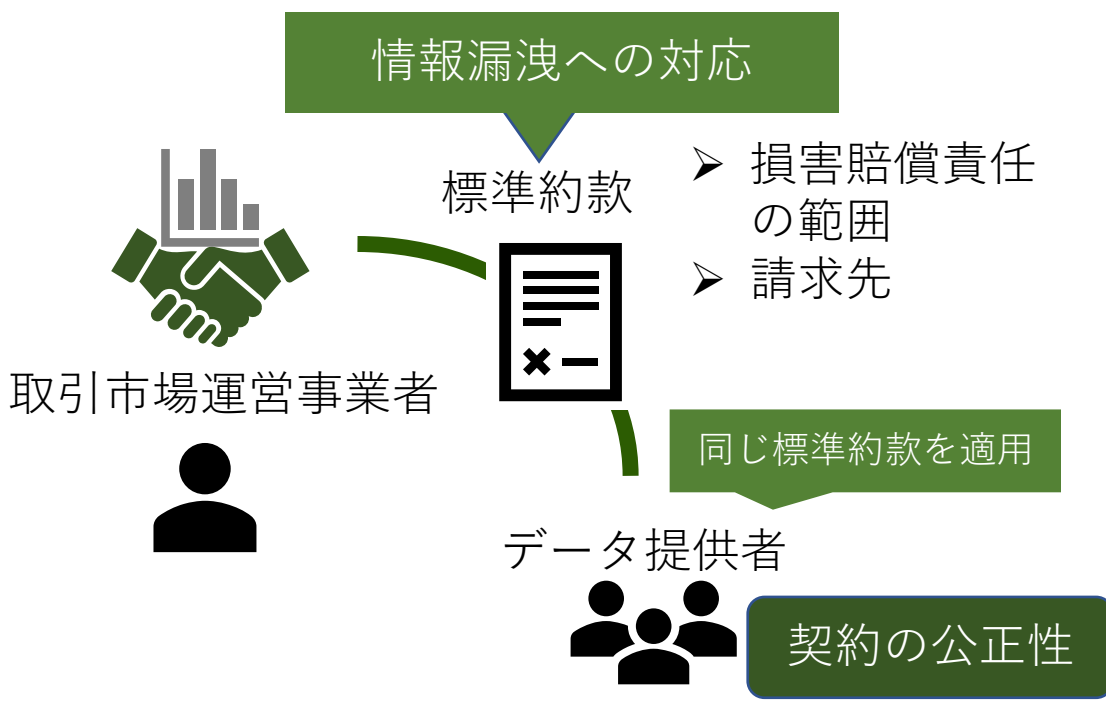
情報漏洩 第19項

契約違反 第20項

損害賠償責任 第21項

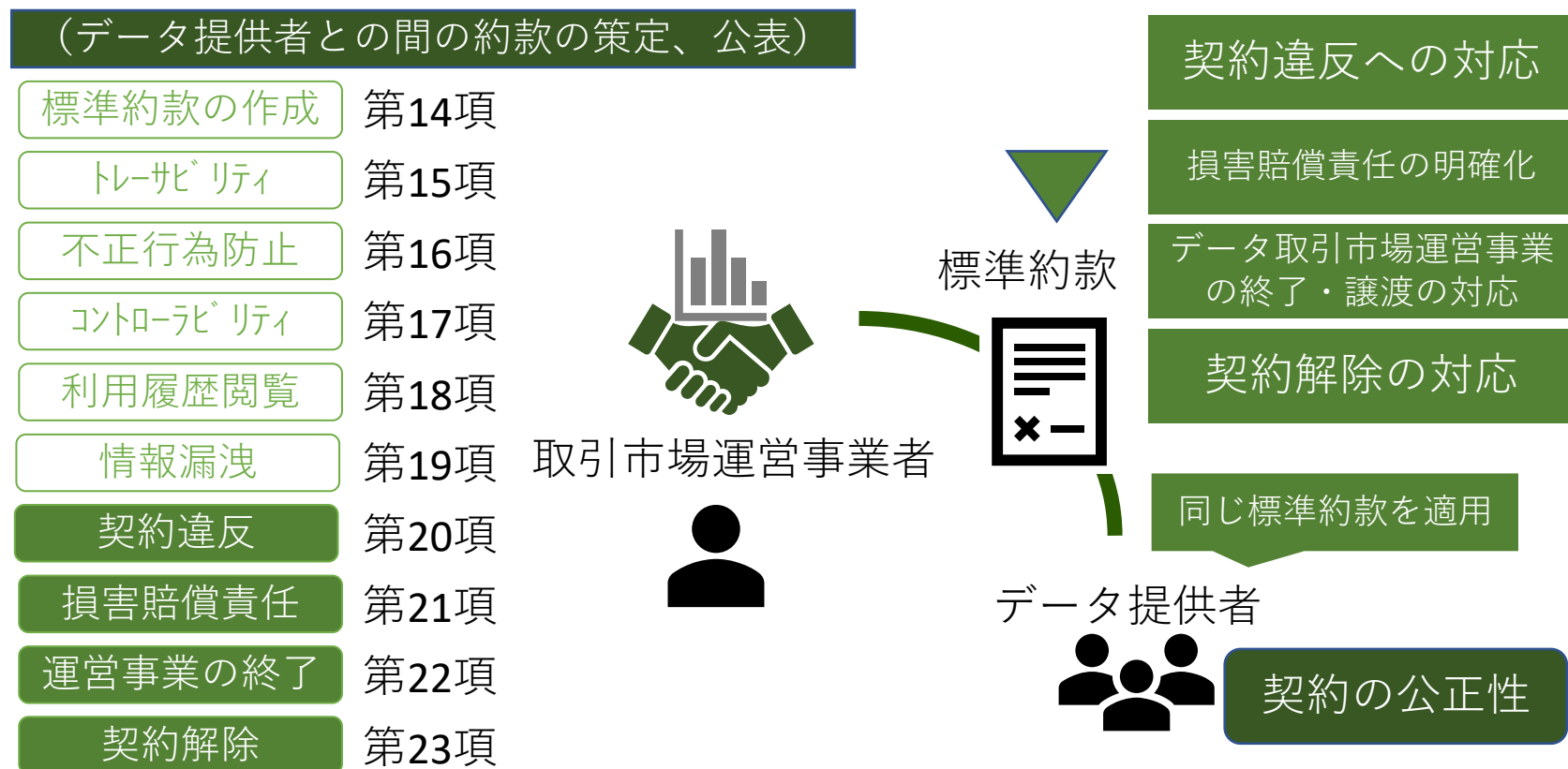
運営事業の終了 第22項

契約解除 第23項



具体的要件：データ提供者との間の約款の策定、公表 (7/7)

データ取引市場運営事業者は、データ提供者との間で、定型化された標準約款を使って契約を締結することが求められます。契約を標準約款により定型化することで、データ提供者間での契約の公正性が保たれます。



具体的要件：データ提供先との間の約款の策定、公表 (1/7)

データ取引市場運営事業者は、データ提供先との間で、定型化された標準約款を使って契約を締結することが求められます。契約を標準約款により定型化することで、データ提供先間での契約の公正性が保たれます。

(データ提供先との間の約款の策定、公表)

標準約款の作成 第24項

トレーサビリティ 第25項

不正行為防止 第26項

コントロールビリティ 第27項

情報漏洩 第28項

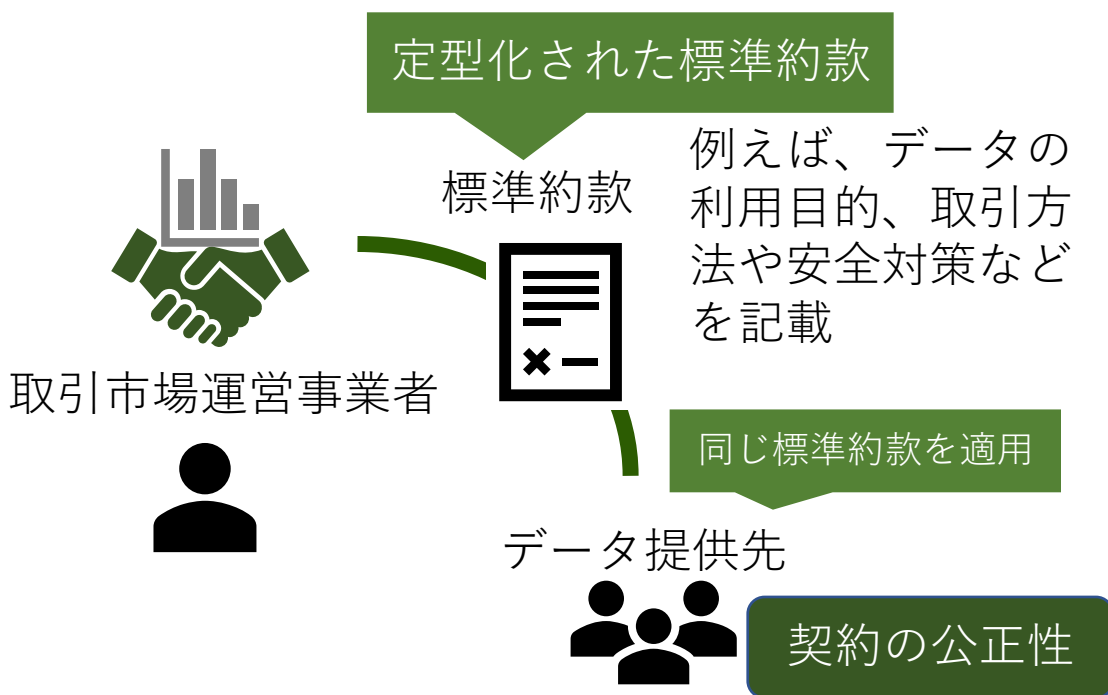
不正行為の禁止 第29項

契約違反 第30項

損害賠償責任 第31項

運営事業の終了 第32項

契約解除 第33項



具体的要件：データ提供先との間の約款 の策定、公表 (2/7)

データ取引市場運営事業者は、データ提供先との間で、定型化された標準約款を使って契約を締結することが求められます。契約を標準約款により定型化することで、データ提供先間での契約の公正性が保たれます。

(データ提供先との間の約款の策定、公表)

標準約款の作成 第24項

トレーサビリティ 第25項

不正行為防止 第26項

コントラビリティ 第27項

情報漏洩 第28項

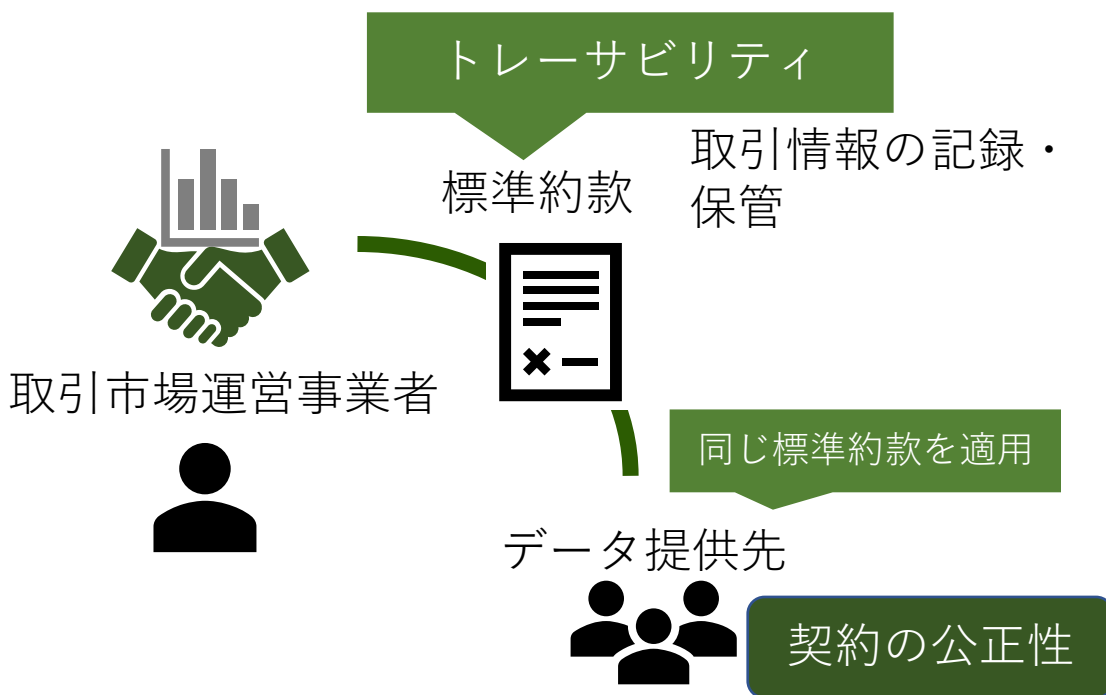
不正行為の禁止 第29項

契約違反 第30項

損害賠償責任 第31項

運営事業の終了 第32項

契約解除 第33項



具体的要件：データ提供先との間の約款の策定、公表 (3/7)

データ取引市場運営事業者は、データ提供先との間で、定型化された標準約款を使って契約を締結することが求められます。契約を標準約款により定型化することで、データ提供先間での契約の公正性が保たれます。

(データ提供先との間の約款の策定、公表)

標準約款の作成 第24項

トレーサビリティ 第25項

不正行為防止 第26項

コントロールビリティ 第27項

情報漏洩 第28項

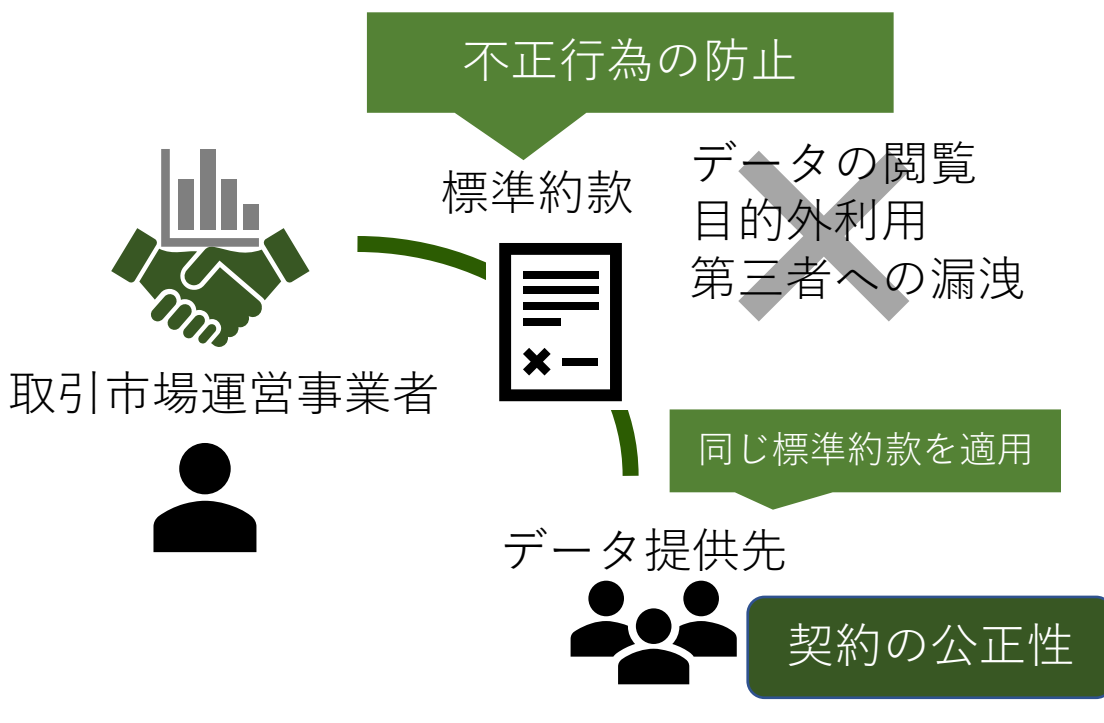
不正行為の禁止 第29項

契約違反 第30項

損害賠償責任 第31項

運営事業の終了 第32項

契約解除 第33項

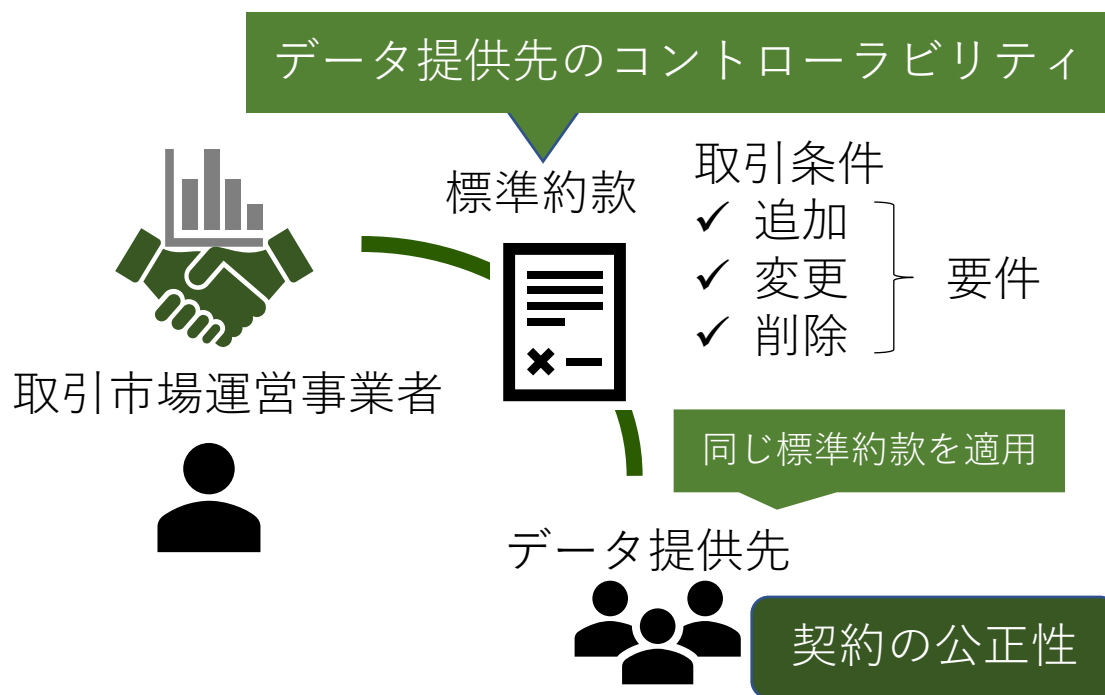


具体的要件：データ提供先との間の約款の策定、公表 (4/7)

データ取引市場運営事業者は、データ提供先との間で、定型化された標準約款を使って契約を締結することが求められます。契約を標準約款により定型化することで、データ提供先間での契約の公正性が保たれます。

(データ提供先との間の約款の策定、公表)

標準約款の作成	第24項
トレーサビリティ	第25項
不正行為防止	第26項
コントローラビリティ	第27項
情報漏洩	第28項
不正行為の禁止	第29項
契約違反	第30項
損害賠償責任	第31項
運営事業の終了	第32項
契約解除	第33項



具体的要件：データ提供先との間の約款の策定、公表 (5/7)

データ取引市場運営事業者は、データ提供先との間で、定型化された標準約款を使って契約を締結することが求められます。契約を標準約款により定型化することで、データ提供先間での契約の公正性が保たれます。

(データ提供先との間の約款の策定、公表)

標準約款の作成 第24項

トレーサビリティ 第25項

不正行為防止 第26項

コントロールビリティ 第27項

情報漏洩 第28項

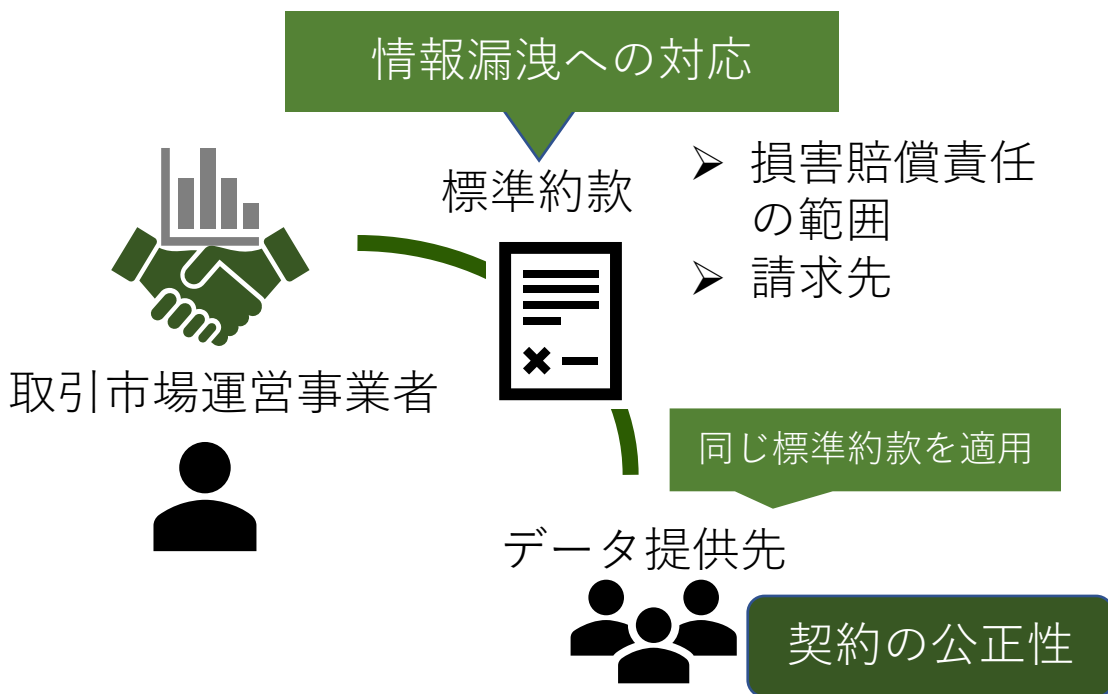
不正行為の禁止 第29項

契約違反 第30項

損害賠償責任 第31項

運営事業の終了 第32項

契約解除 第33項



具体的要件：データ提供先との間の約款の策定、公表 (6/7)

データ取引市場運営事業者は、データ提供先との間で、定型化された標準約款を使って契約を締結することが求められます。契約を標準約款により定型化することで、データ提供先間での契約の公正性が保たれます。

(データ提供先との間の約款の策定、公表)

標準約款の作成 第24項

トレーサビリティ 第25項

不正行為防止 第26項

コントロールビリティ 第27項

情報漏洩 第28項

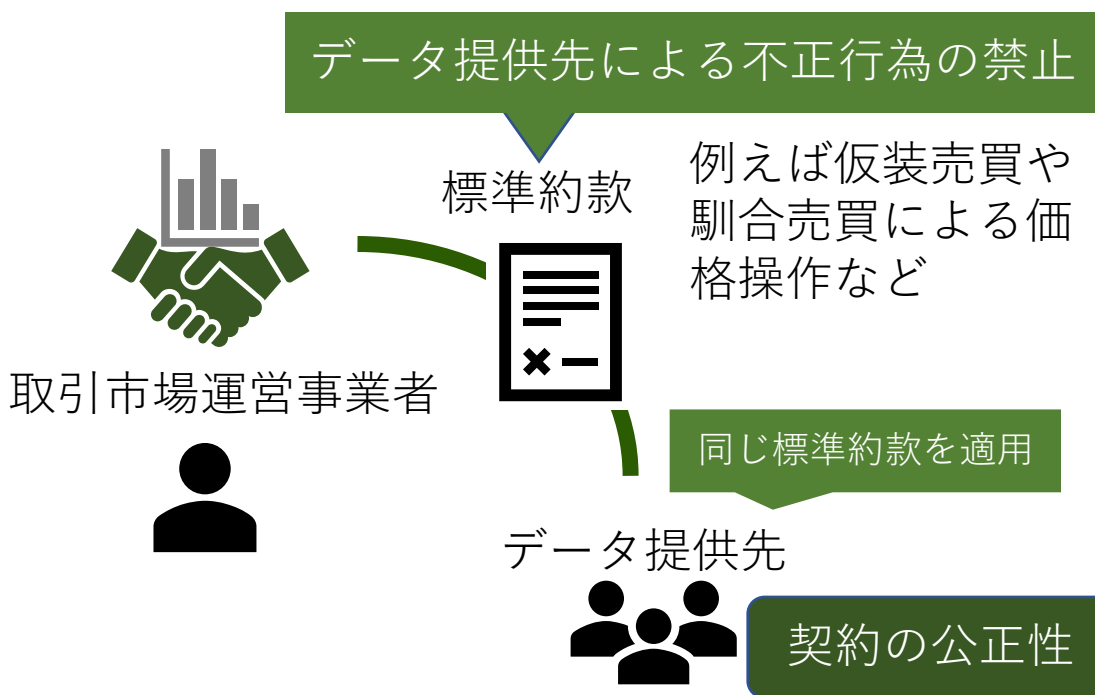
不正行為の禁止 第29項

契約違反 第30項

損害賠償責任 第31項

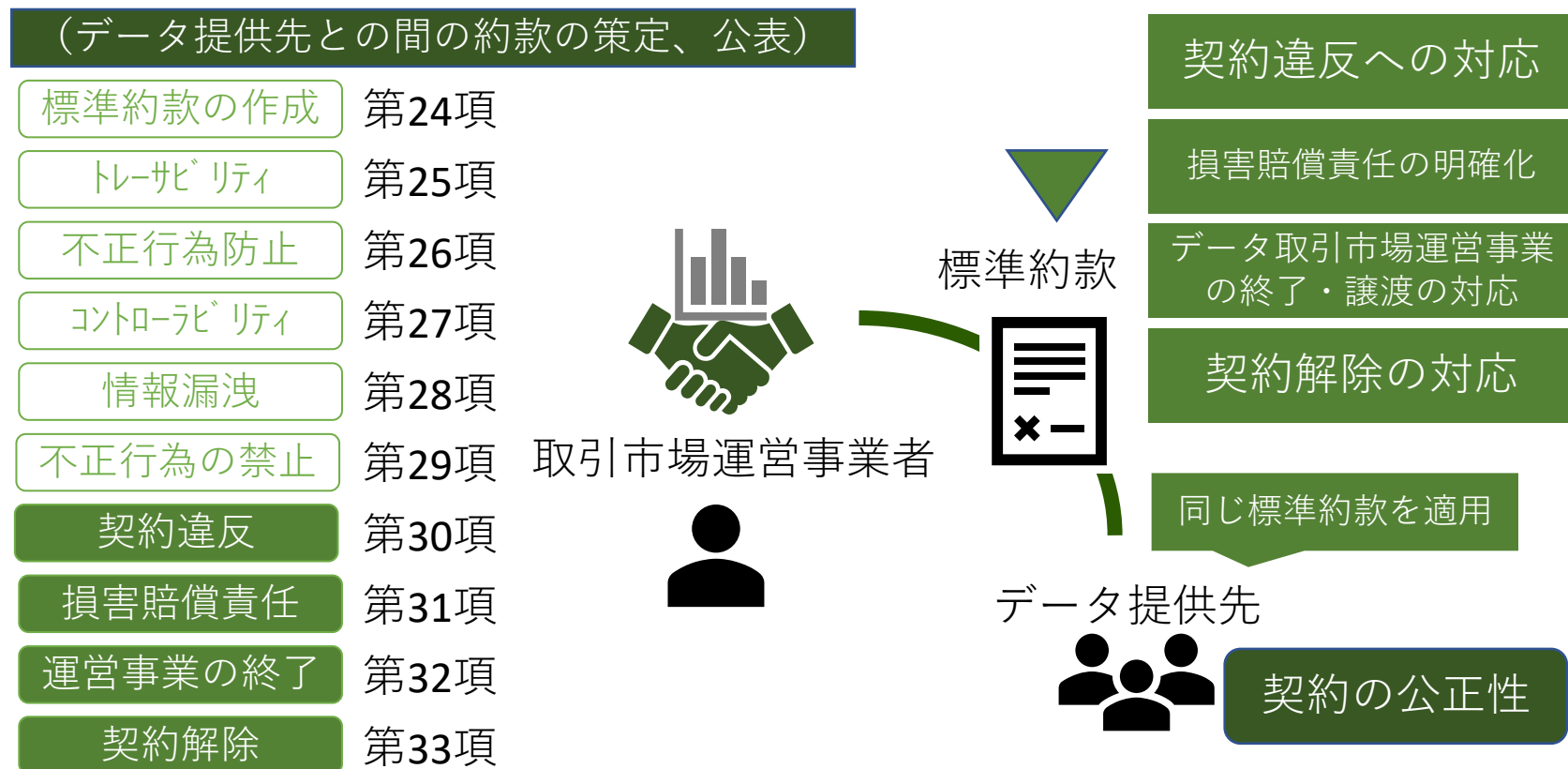
運営事業の終了 第32項

契約解除 第33項



具体的要件：データ提供先との間の約款 の策定、公表 (7/7)

データ取引市場運営事業者は、データ提供先との間で、定型化された標準約款を使って契約を締結することが求められます。契約を標準約款により定型化することで、データ提供先間での契約の公正性が保たれます。



具体的要件：データ取引に関するルール の制定

データ取引市場運営事業者は、データ取引市場にアクセスを希望する者に対して、参加資格を設定して公表することが求められます。この参加資格は、データ提供を希望する者とデータ受領を希望する者の両方に設定されます。

(データ取引に関する
ルールの策定)

参加資格のある者だけが市場参加



データ提供
の参加資格

第34項

データ受領
の参加資格

第35項

法令違反
データ

第36項

具体的要件：データ取引に関するルール の制定

データ取引市場運営事業者は、法令違反のデータが取引市場を使って取引されていることが明らかとなった場合は、データ提供者及びデータ提供先に対してその旨及び根拠を通知したうえで、データ取引を停止する措置をとることが求められます。

(データ取引に関する
ルールの策定)

データ提供
の参加資格

第34項

データ受領
の参加資格

第35項

法令違反
データ

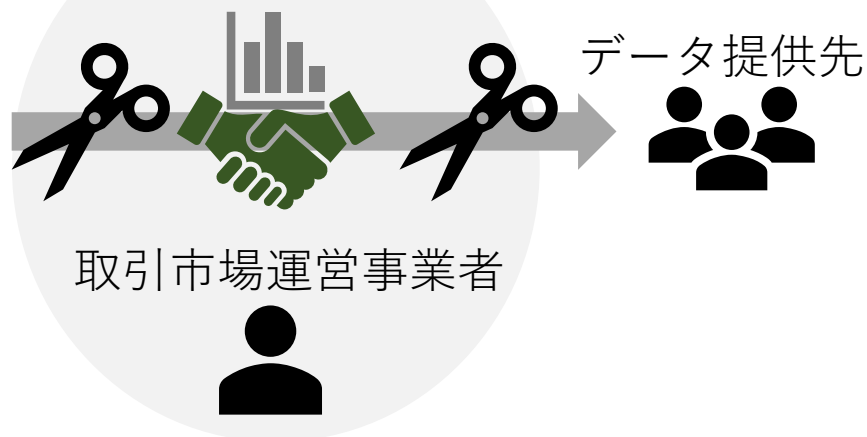
第36項

データ提供者



法令違反の
データ

停止措置



認定行為の概要：データ取引市場運営事業者の認定

データ取引市場の認定制度は、民間団体であるDTAによる任意制度であり、データ取引市場運営事業者に強制されるものではありません。そのため、DTAによる認定を受けていないデータ取引市場運営事業者が、データ取引市場運営事業者を名乗ることを防げるものではありません。

(データ取引市場運営事業者の認定)

認定の任意性

第37項

申請書の提出

第38項

合格認定の広告

第39項

認定の更新

第40項



認定行為の概要：データ取引市場運営事業者の認定

データ取引市場の認定制度を利用するデータ取引市場運営事業者は、DTAが定める「認定申請書」を提出しなければなりません。DTAは認定申請書の受領をもって、認定手続に入ることになります。

(データ取引市場運営事業者の認定)

認定の任意性

第37項

申請書の提出

第38項

合格認定の広告

第39項

認定の更新

第40項

認定制度を利用

認定申請書



認定行為の概要：データ取引市場運営事業者の認定

DTAの認定を受けたデータ取引市場運営事業者は、ウェブサイトに認定を受けたことや認定申請書、認定マークを掲げて広く一般に周知させることができます。広告の方法は、ウェブサイトに限らず、他の媒体をつかうことも可能です。

(データ取引市場運営事業者の認定)

認定の任意性

第37項

申請書の提出

第38項

合格認定の広告

第39項

認定の更新

第40項



認定行為の概要：データ取引市場運営事業者の認定

DTAの認定は、原則として年1回の更新が必要となります。これは認定制度の信頼性を保つために、認定の要件を満たせなくなった運営事業者が長期にわたって認定制度を悪用しないようにするための措置です。

(データ取引市場運営事業者の認定)

認定の任意性 第37項

申請書の提出 第38項

合格認定の広告 第39項

認定の更新 第40項

毎年更新



認定行為の概要：認定業務を行う者

認定業務は、DTAの認定・監査委員会が行います。特段の事情がない限り、申請者からの取引市場運営事業者の認定の申請は、受け付けなければなりません。



認定行為の概要：認定の取り消し

データ取引市場運営事業者への認定を行った後に、そのデータ取引市場運営事業者において認定を取り消すべき特別な事情が生じた場合には、DTAは認定を取り消すことができます。



認定基準と認定チェックリスト

認定基準の具体的要件である、（体制の整備）、（データ提供者との間の約款の策定、公表）、（データ提供先との間の約款の策定、紅葉）及び（データ取引に関するルールの策定）の各要件を満たしていることを、何をどのようにして確認するか示したものが認定チェックリストです。そして認定チェックリストを満たした運営事業者は認定マークを利用することができます。



認定基準
具体的要件

（体制の整備）
（データ提供者との間の約款の策定、公表）
（データ提供先との間の約款の策定、公表）
（データ取引に関するルールの策定）



認定チェックリスト
（何をどのように）

- | | | | | | |
|---|----|---|---|---|---|
| ➡ | 1. | • | • | • | • |
| ➡ | 2. | • | • | • | • |
| ➡ | 3. | • | • | • | • |
| ➡ | 4. | • | • | • | • |
| ➡ | 5. | • | • | • | • |
| ➡ | 6. | • | • | • | • |
| ➡ | 7. | • | • | • | • |
| | | • | • | • | • |



認定マーク

